（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（限度額適用認定等） **第六十六条の二**　（略） 2　（略） 3　限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。 一・二　（略） （削る） （限度額適用・標準負担額減額の認定等） **第六十七条**　（略） 2　（略） 3　限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用・標準負担額減額認定証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。 一・二　（略） （削る） 4～7　（略）	（限度額適用認定等） **第六十六条の二**　（略） 2　（略） 3　限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。 一・二　（略） 三　限度額適用認定証の有効期限に至ったとき。 （限度額適用・標準負担額減額の認定等） **第六十七条**　（略） 2　（略） 3　限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用・標準負担額減額認定証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。 一・二　（略） 三　限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限に至ったとき。 4～7　（略）

（身分を示す証明書の様式） **第百十八条**　職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。 一　法第六十一条第三項において準用する法第十六条の七第二項の規定により携帯すべき証明書　様式第六号 二　法第七十二条第二項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第十六条の七第二項の規定により携帯すべき証明書　様式第七号 三　法第八十一条第二項において準用する法第十六条の七第二項の規定により携帯すべき証明書　様式第八号 四　法第百三十四条第三項において準用する法第十六条の七第二項の規定により携帯すべき証明書　様式第九号 五　法第百三十七条第三項において準用する法第十六条の七第二項の規定により携帯すべき証明書　様式第十号 六　法第百五十二条第二項において準用する法第十六条の七第二項の規定により携帯すべき証明書　様式第十一号 七　（略）	（身分を示す証明書の様式） **第百十八条**　職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。 一　法第六十一条第三項の規定により携帯すべき証明書　様式第六号 二　法第七十二条第二項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十一条第三項の規定により携帯すべき証明書　様式第七号 三　法第八十一条第二項において準用する法第六十一条第三項の規定により携帯すべき証明書　様式第八号 四　法第百三十四条第三項において準用する法第六十一条第三項の規定により携帯すべき証明書　様式第九号 五　法第百三十七条第三項において準用する法第六十一条第三項の規定により携帯すべき証明書　様式第十号 六　法第百五十二条第二項において準用する法第六十一条第三項の規定により携帯すべき証明書　様式第十一号 七　（略）